

苦小牧市地域自立支援協議会設置要綱

(平成20年5月1日制定)

(設置)

第1条 地域における相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号に掲げる事業をいう。以下同じ。）の適切な実施を図るとともに、関係機関による障害福祉施策に関する協議の場を設けるため、法第89条の3第1項の規定に基づき、苦小牧市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 相談支援事業の適切な実施に関すること。
- (2) 関係機関との連携体制の構築に関すること。
- (3) 苦小牧市障がい者計画及び苦小牧市障がい福祉計画に関すること。
- (4) その他障害福祉施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業に従事する者
- (2) 福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 障害者等の当事者団体が推薦する者
- (7) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、第2条各号に規定する所掌事項を協議するため必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会は、協議会の会議において指名する委員をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名をする委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理するとともに、部会の会議において審議した事項を協議会に報告する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(幹事会)

第8条 協議会に、その運営に関する事項を審議させるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の会議において指名する委員をもって構成する。
- 3 幹事会は、会長が招集する。

(守秘義務)

第9条 委員及び第6条第2項(第7条第5項において準用する場合を含む。)の規定により協議会又は部会の会議に出席した者は、当該会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。